

秘密法は廃止に！ 共謀罪も廃止に！

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会
(旧 秘密保全法に反対する愛知の会)

極秘通信

33号

2019年10月5日発行

【Tel】 052-211-2236

【Fax】 052-211-2237

【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】 <http://nohimityu.exblog.jp/>

【Twitter】 https://twitter.com/himitsu_control

【facebook】

<https://www.facebook.com/nohimityu>

いまこそ民主主義を組み直す

共同代表・名古屋大学教授 本 秀紀

7月に行われた参議院選挙は、「与党勝利」(7/22付読売新聞)と喧伝されたが、実際のところは「自民敗北」が正しい。公選法改正により定数(改選分)が3議席増えたにもかかわらず、自民党は議席を9も減らし、参院での単独過半数を大きく割り込んだ。自民党の比例区での得票数は1771万票で、前回の参院選より240万票も減っており、全有権者のたった16・7%の票しか得ていない。9議席減でとどまったのは、5割を切った低投票率と大政党有利の選挙制度の恩恵にすぎない。

32の一人区すべてで成立した野党共闘が功を奏し、改憲勢力が2/3を切ったにもかかわらず、安倍首相は選挙後、「改憲を議論すべきだ」という国民の審判が下った」と強弁した。選挙

直後の各紙世論調査を見ても、改憲の優先順位は軒並み(断トツの)最下位であり、安倍発言は世論操作以外のなにものでもない。今後は一部野党を揺さぶりながら、参院でも2/3を確保できるような改憲案づくりが進められるだろう。流動的な状況を的確に見極め、具体的な改憲案に対抗するべく、学習と発信を積み重ねていかなければならない。

愛知では、8月から「あいちトリエンナーレ」が始まったが、その中の企画展「表現の不自由展・その後」はわずか3日で中止に追い込まれた。ここには、昨今の日本の国や社会のあり方が象徴的に表れている。まず、その根底に歴史認識の問題がある。侵略の過去に無反省な安倍政権が長期化し、これに社会が共鳴した。

戦時性暴力を真摯に顧みない心性がはびこり、徴用工問題などをめぐる韓国との関係悪化の背景にもなっている。

政権の考え方に沿うことが正しく、それ以外は認めないという風潮も社会の中に広がり、考え方の多様性がますます失われている。

自分が気に入らない表現を権力担当者が堂々と否定し、それに勢いを得た「市民」が、脅迫や電凸などの暴力的手段で表現の場をつぶしていく。公的助成を通じた表現の選別も深刻である。国や自治体が補助金を出すのは、そこで行われている表現にお墨付きを与えるためではなく、多様な表現が行われる場を確保したり、市民が多様な表現に触れる機会を保障したりするためである。あろうことか文化

庁は、すでに決まっていたトリエンナーレに対する補助金を交付しないという決定を行った。こんなことがまかり通れば、「お上」に従順な表現しか認められなくなるだろう。

憲法が保障する自由や民主主義は存外脆弱である。それが正当であるかどうかに関わりなく、カネの力や暴力でその基盤を簡単に壊すことができる。これに對抗し、自由と民主主義を支えるのは、一人ひとりの市民の力である。連日、展示再開を求めるスタンディングが行われ、不自由展の実行委員会が求めた仮処分、開始時と同じかたちで展示を再開する和解が成立した。

いまこそモノ言う自由を私たちが行使し、民主主義を組み直すときである。

「表現の不自由展・その後」の再開勝ち取る

市民の再開をもとめる行動(集会・デモ、連日のスタンディング、芸術家の奮闘、弁護団の粘り強い闘い)のたまもの。

※当会も「表現の不自由展・その後」中止決定に抗議し、再開を求める声明を発出しました。

議論百出！

連続セミナーを開催

迫りくる暗黒社会を許さない！

知らされない現実と向き合おう

於：名古屋第一法律事務所

第1回(7月30日)

**集会・結社・表現
の自由、通信の秘
密が危ない**

関西生コン事件などから
考える

報告・木村直樹

「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」と「関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない愛知の会」の二つの事務局次長を兼ねると強調した林翔太弁護士(南部法律事務所)はまず最初に関西生コン支部とは「生コンの製造と運搬を行う中小企業で働く労働者を組織する産業別労働組合」と位置づけ、コンプライアンス活動とは加水、過積載、汚泥処理などをチェックして法令順守を事業者を求めることで、大阪高裁判決「コンプライアンス活動は社会通念上相当と認められる範囲を超えているとはいえない」(2015年5月14日)を紹介して、関生支部活動を

の根幹になんら犯罪に問われるものはないと語った。特にブラックバイト対策弁護団の一員でもある自分からすると日々雇用運転手が就労証明書や正社員化を求めることが何故犯罪になるのかと問いかけ、問題点を洗い出して以下のような議論を誘った。

谷・「労働運動が忘れられている。革新の人びとが新しいメディアについていてなく、レイシストに對抗できてない」

武藤・「ストが桁違いに少ない今日の状況からすると、スト

が犯罪視されかねない」

水野・「関生支部は階級的労働運動を非常に原則的にやってきた組合、
『関西地



問題提起する林 翔太弁護士

区生コン支部闘争史」がネットでも読めるので読んでほしい」

近森・「関生弾圧に反対する京滋集会に参加してきた。労働運動どころかJR東日本の組合から会社の指示で何万と脱退するなど末期的な状況」

加藤・「関生事件のような今日の安倍政権の強引なやり方は正にファシズムではないか」

山崎・「これは共謀罪のリハーサルでなく共謀罪そのものではないか」

近藤・「共謀罪ではなく、身柄を拘束して関生労働組合をつぶすことが目的ではないか。これはわれわれ市民運動をも委縮させる効果がある」

中川(弁護士)・「一般論でいうとは共謀共同正犯で逮捕しても、起訴は違う罪名でする可能性がある」

木村・「共謀罪が適用される277の罪に「組織的な威力業務妨害」、「組織的な恐喝」がある。数多く逮

捕したあと「組織的」を加えた訴因で共謀罪にする可能性があるのか」

浜島(弁護士)・「既遂の場合は共謀共同正犯として判断され共謀罪は適用されない。弁護士でもビラ撒きに許可がいると考える若手がいる。教育の敗北かも知れない」

第2回(8月21日)

国民監視が強まっている

迷い犬のビラ貼り検挙から見える警察による膨大な個人情報データベース作成

報告・勝寄 昭

2014年天白区のFさんは飼い犬が行方不明になり、迷い犬探しの張り紙を8ヶ所に貼った。天白警察署にその件で出頭を命じられ、公安条例違反で検挙された。身上経歴の書面、指紋やDNAの検査を受けた。その後不起訴処分となった



電話する川口創弁護士

のだが、警察はFさんの強い要望にも関わらず、写真・指紋・DNAなどの個人情報報を抹消しないのです。この警察の対応に憤慨して、Fさんは個人情報報の抹消を求めて裁判に訴えました。今回のセミナーの発話者の川口創弁護士はFさんの代理人です。

川口弁護士はこう言います。迷い犬の張り紙で警察はなぜここまでの捜査をしたのか？裁判の中で明らかになったのは、そのとき「DNA採取月間」だったことです。DNA採取の成績をあげるために、電話で「張り紙は公安条例違反だから剥がして下さい」と伝えればいいのに、ここまで

やったわけです。本人をパトカーに乗せて張り紙の現場検証までしている。まさに異常です。不起訴になっても警察は個人情報報を保管し続けている。これは人権侵害です。とくに究極の個人情報であるDNAをこんな形で採取しデータベース化するとは許されません。法律の規制もなく、こんなことをやっているのは、先進国では日本だけです。ドイツなどほかの多くの国には明確な規制があります。

参加者から質問や意見がたくさん出ました。中学生のとき学校全体で指紋採取されたがあれはどうなっているのだろうか。DNAの採取は任意だというが告知されなければ応じてしまう、警察のやり方はオカシイ。以前空き巣に入られたときに、警察が犯人を特定するためにと言って、家族全員の指紋を採取したが断れる雰囲気ではなかった、等々。川口さんはこう応えました。「警察は被害者も加害者か

もしれない、加害者のうち」と考えて捜査しています。だから被害者の個人情報もデータベース化されている、と。さらに警察が個人情報報を削除しない理由にしているのは国家公安委員会の内部規則「データは『死亡』に必要がなくなったとき』に削除する」にすぎない。こういう問題について日本社会全体が鈍感だったことが問題で、これから声を挙げていかなければならない、と。

名古屋市瑞穂区白龍町のマンション建設を巡って暴行罪をでっち上げられ無罪を勝ち取った奥田さんは、無罪でも逮捕時の個人情報報を抹消しない警察に抹消しろと裁判で闘っていると報告。大垣警察市民監視事件・原告の船田さんも警察が勝手に反社会分子とみなして私企業に情報提供していた問題を、悩みながら奮闘していると報告されました。

第3回(9月9日) 日本の表現の自由、 報道の自由は崖っぷち

国連特別報告者デビッド・ケイさんの新たな勧告と日本政府の対応

報告・武藤 聡

問題提起者の丹原美穂さんは、デビッド・ケイ氏と直接やり取りしたり、インドの原発状況を調査に行くなど、小柄な体からは想像できないパワーと行動力と明るさに驚かされる方でした。軽快な報告のスタートです。

国連人権理事会から委任された特別報告者デビッド・ケイ氏は、2016年4月日本を訪問し政府関係者(特定の民放TV局に対して「放送法4条に基づく電波停止もありうる」との高市早苗総務大臣(当時)発言の確認のために面会を求めたが会えず)や報道関係者から聞き取りを行い、翌年

6月に国連人権理事会に報告。日本政府に11項目を勧告した。また、2019年6月に氏は日本を含む6ヶ国の履行状況を国連人権委員会に報告したが、その間日本政府は、問い合わせにも答えなかった。丹原さんはその経緯を紹介してくれました。

デビッド・ケイ氏の新しい勧告は、2017年の勧告を日本は9項目履行していない事、首相官邸における記者会見での質問者およびメディアに対しての圧力問題、沖縄の平和的集会や抗議行動への圧力問題等の人権侵害の実態に関するもの。

未履行の9項目とは、①放送法4条廃止 ②歴史的事実に対する教科書介入しない ③国連特別報告者の招聘 ④公選法での政治活動の不当制限規定廃止 ⑤沖縄の平和的集会・抗議の権利を保障する努力 ⑥特定秘密保護法のもので情報開示請求しても処罰対象外



明るく報告する丹原さん

の情報が十分でない ⑦特定秘密保護法の執行が適切に行われるかを監視する独立した法機関の設置 ⑧広範に適用できる差別禁止法の制定 ⑨通信傍受に関する法律を制定するにあたり独立した法機関の監視下で極めて例外的な場合しか通信傍受は行わない、であると丹原さんは報告してくれました。

講演後の質疑や議論の中で丁度大きな問題なっている「あいちトリエンナーレ」の「表現の不自由展・その後」展の中止問題の件が取り上げられ、まさにデビッド・ケイ氏が指摘されている①②の問題と根を同じく

し、思想や言論の自由を暴力や公権力で潰すものであり許せないとの意見が多数ありました。

セミナー後のことですが、2016年に停波発言をした高市早苗氏や、モリカケ問題で加計学園に有利にルール変更を指示し、また教科書会社の社長や編集責任者を呼びつけ慰安婦問題、領土問題や原発問題等の記述に対し「自虐的」などと決めつけその修正を求めた萩生田光一氏が大臣に就任するなど、デビッド・ケイ氏指摘の未履行の9項目をあざ笑うかのような安倍政権の対応は民主主義国家として恥ずかしく許せません。

セミナーでも、世界の報道自由度ランキングで日本は67位と顕著な問題国として指摘されている事、障碍者や韓国人に対する特定団体からのヘイトスピーチ問題、拡大する監視社会化等、安倍政治に対する批判の意見が次々に出され、安倍退陣への意志確認の場に発展

講演&討論会

「存亡の危機に立つ労働組合運動と憲法28条―関ナマ労組つぶしはなにを意味するか」

関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会

していききました。締めとして、市民が地道でも声を上げ広げていくことの重要性が確認されました。

道自由度ランキンで日本は67位と顕著な問題国として指摘されている事、障碍者や韓国人に対する特定団体からのヘイトスピーチ問題、拡大する監視社会化等、安倍政治に対する批判の意見が次々に出され、安倍退陣への意志確認の場に発展



9月21日、労働会館東館ホールで「関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会 講演&討論会」が約120名の参加で開催されました。第一部では、熊沢誠・甲南大学名誉教授が「存亡の危機に立つ労働組合運動と憲法28条―関ナマ労組つぶしはなにを意味するか」と題する講演を行い、生活に深刻な影響を及ぼす事柄への当事者の決定権（少なくとも決定参加権）なくして民主主義は民主主義たりえない、財産も権力もないふつうの労働者にとって民主主義とは、労働三権が保障された労働組合運動であり、なにかんづく「産業民主主義」であるこ

関西生コン労組の組合員Nさんが「負けられない闘いを戦い抜く」決意を語られました。

報告：近藤ゆり子



秘密法反対全国ネットワーク交流会・再び それは秘密法から始まった一戦争する国づくりに抗してー

@ 東別院会館 2F「蓮・橘」(名古屋市)

★第1日目

12月7日(土) 14:00~18:00

・講演 本秀紀氏

(名古屋大学大学院法学研究科教授)

・各地からの報告

・パネルディスカッション

★第2日目

12月8日(日) 9:30~12:00

・報告と討論

詳細は別途
お知らせし
ます

※第1日目議事終了後懇親会を計画しています